

富山市ふるさと納税返礼品協力事業者募集要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ふるさと納税制度を活用し、特色ある地域資源や地元特産品等のPR、地場産業の振興及び地域経済の活性化を図るため、市外在住の寄附者に対して商品やサービス(以下「返礼品」という。)を提供するにあたり、返礼品を提供する法人、団体又は個人事業者(以下「協力事業者」という。)を募集するために必要な事項を定めるものとする。

(募集要件)

第2条 市が募集する協力事業者は、以下に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 各種法令を遵守した生産、製造、加工又はサービスの提供を行っていること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、若しくはそれらの利益となる活動を行う者又は同法第2条第6号に規定するものが役員就任や経営関与等を行っている法人等でないこと。
- (3) 富山市税を滞納していないこと。

2 市が募集する返礼品は、以下に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市の魅力を発信し、交流人口の拡大や地域産業の振興につながる要素をもつ商品等であること。
- (2) 市内で生産、製造又は加工されているもの、市内の原材料を使用しているもの、市内で提供されているサービスのいずれかに該当していること。
- (3) 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。ただし、期間限定・数量限定で供給可能なものは取り扱うこととする。
- (4) 飲食物の場合は、寄附者に商品到着後原則5日以上賞味(消費)期限が保証されていること。
- (5) 宿泊券・食事券等のサービスの提供等の場合は、寄附者を記名したうえで、原則有効期限が発行日から1年間以上であること。
- (6) 返礼品取りまとめ事業者指定の宅配業者により配送が可能な商品等であること。
- (7) 総務省が示す「地場産品基準」(別紙1)を満たす商品等であること。

(返礼品の費用及び負担)

第3条 返礼品に対する市の負担額は寄附金額の3割以下とする。なお、返礼品の価格には消費税を含むものとする。また、送料及び配送に要する費用についても市が負担する。

(協力事業者として登録されることの効果)

第4条 協力事業者として登録されたものは、以下の効果を得ることができる。

- (1) ふるさと納税ポータルサイトの本市のページに返礼品の画像、商品名、事業者名等を掲載。

- (2) 返礼品を発送する際の自社の商品カタログ、チラシ等の同梱。ただし、協力事業者による自社の商品カタログ、チラシ等の送付は、返礼品発送時の同梱に限り、商品のみの場合と送料が変動しない範囲とする。
- (3) 市がふるさと納税の広報活動を行う中で、必要に応じてその他の媒体に情報提供する場合がある。

(返礼品のとりまとめ)

第5条 市は、効率的な運営、返礼品の手配、寄附者データの適正管理、苦情対応に万全を期すため、返礼品における取扱業務全般を事業者に委託する。

(その他の留意事項)

第6条 協力事業者は、市及び寄附者から提供された個人情報を「富山市個人情報保護条例」及び関係法令を遵守し、適正に取り扱うこと。

- 2 返礼品の決定は、市が行う。
- 3 協力事業者の登録を希望する場合は、「富山市ふるさと納税返礼品協力事業者登録申込書兼市税納付状況確認同意書」（別紙2）を市に提出すること。
- 4 返礼品は、寄附者より申込時に選択された場合に提供を依頼するものであるため、選択されない場合があることを、あらかじめ了承すること。
- 5 登録した返礼品を変更・辞退しようとする場合は、事前に返礼品取りまとめ事業者に連絡すること。
- 6 返礼品の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努め、内容について返礼品取りまとめ事業者に必ず報告すること。なお、品質等による保証や、クレーム対応については、市は一切の責任を負わない。
- 7 市は、協力事業者及び返礼品が本要綱第2条に定める要件に適合しなくなったと認める場合は、その登録を取り消すことができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

別紙 1

「地場産品基準」（平成31年総務省告示第179号より抜粋。令和4年総務省告示第203号及び令和5年総務省告示第244号により一部改正。）

第5条 地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第2項第2号及び第314条の7第2項第2号に規定する総務大臣第が定める基準は、地方団体が提供する返礼品等が、次の各号のいずれかに該当するもの（当該各号のいずれかに該当する返礼品等とのみ交換させるために提供するものを含む。）であることとする。

- 1 当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
- 2 当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 3 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。ただし、当該工程が食肉の熟成又は玄米の精白である場合には、当該地方団体が属する都道府県の区域内において生産されたものを原材料とするものに限ることとする。
- 4 返礼品等を提供する市区町村又は特別区（以下この号及び第8号において「市区町村」という。）の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
- 5 地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- 6 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。
- 7 当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。
- 7の2 当該地方団体の区域内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。
- 8 次のいずれかに該当する返礼品等であること。
 - イ 市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの
 - ロ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの
 - ハ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市区町村を認定し、当該物品を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの
- 9 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること

